

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第74条（準用）に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者概要

事業者名称	西城訪問看護ステーション
主たる事務所の所在地	広島県庄原市西城町中野1339番地
法人種別	庄原市
代表者名	庄原市長
電話番号	0824-82-3351

ご利用事業所の名称	西城訪問看護ステーション
指定番号	広島県3464990013号
サービスの種類	訪問看護（介護予防を含む）
所在地	広島県庄原市西城町中野1339番地
電話番号	0824-82-3351
管理者	花田 千裕

ご利用事業所の名称	西城訪問看護ステーション 東城支所
指定番号	広島県3464990013号
サービスの種類	訪問看護（介護予防を含む）
所在地	広島県庄原市東城町川東1175番地
電話番号	08477-2-3578
管理者	花田 千裕

2、事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅において要介護状態又は要支援状態、主治の医師が必要と認めた療養者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の看護師等は、療養者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

3、通常の事業の実施地域

庄原市（東城支所においては、庄原市東城町）

4、ご利用事業者の職員体制

ご利用事業者の 従業者の職種	看護師 理学療法士 准看護師
勤務の体制	看護師 常勤3名（1名管理者） 准看護師 常勤1名 ・ 非常勤1名 理学療法士 非常勤1名

5、営業時間

営業日	月、火、水、木、金曜日 (ただし、国民の祝祭日、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	8時15分～17時00分

6、利用料

令和6年6月改定

			要介護	要支援	
看護師の訪問	20分未満	看護師	314円	303円	特別地域加算として15%かかります。 夜間・早朝は25% 深夜は50%加算 されます。 ※この利用料は1割負担の人です。 所得によっては2～3割負担となります。
		准看護師	283円	273円	
	30分未満	看護師	471円	451円	
		准看護師	424円	406円	
	30分以上 1時間未満	看護師	823円	794円	
		准看護師	741円	715円	
	1時間以上 1時間 30分未満	看護師	1128円	1090円	
		准看護師	1016円	981円	
理学療法の訪問法	20分		294円	284円	
	40分		588円	568円	
	60分		794円	426円	
緊急時訪問看護加算			574円/1月につき		
特別管理加算（1）			500円/1月につき（留置カテーテルを使用している状態等）		
特別管理加算（2）			250円/1月につき（人工肛門、真皮を越える褥創の状態等）		
複数名訪問看護加算Ⅰ			30分未満 254円/1回につき 30分以上 402円/1回につき		
ターミナルケア加算			2,500円/死亡月		
訪問看護サービス提供体制加算			6円/1回につき （理学療法士の訪問の場合：40分12円 60分18円）		
初回加算			300円/1月につき		
退院日訪問加算			350円/1月につき		
退院時共同指導加算			600円/1回につき		

通常事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問看護に要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり30円を実費として徴収する。

7、秘密の保持

従業者は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者にもらしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も続きます。

8、苦情申立窓口及び処理手順

ご利用者ご相談窓口 西城訪問看護ステーション	ご利用時間平日 8時15分～17時00分 担当者 花田 千裕 ご利用方法 電話0824-82-3351 住所 広島県庄原市西城町中野1339
庄原市西城支所 保健福祉係	ご利用時間平日 8時30分～17時15分 ご利用方法 電話0824-82-2202 住所 広島県庄原市西城町中野1339
国民健康保険 団体連合会	ご利用時間平日 8時30分～17時00分 ご利用方法 電話082-544-0783 住所 広島県広島市中区白島町19-49
苦情処理手順	苦情をいただいた場合は、ご利用者宅を訪問し、事業所内会議を開催する他、関係機関と連携、調整を行い、迅速かつ円滑な問題解決に向け努力します。

9、緊急時の対処方法

サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡をする等の処置を講ずるとともに、管理者に報告する。同時にご家族に連絡を行うとともに必要な処置を講ずる。

10、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町（保健福祉課）、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

11、虐待の防止

従業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に次に掲げる必要な措置を講ずる。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定 虐待防止に関する担当者 管理者 花田 千裕
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3) 虐待防止のための指針を整備
- 4) 従業者に対する虐待防止するための定期的な研修
- 5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

12、身体拘束について

下記の理由により、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は利用者、家族に身体拘束の必要な理由、方法、時間、解除等の説明を行い、最小限の身体拘束とし同意を得る。

- 1) 利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が高い
- 2) 身体拘束やその他の行動制限が一時的に必要なものである。

13、ハラスメントについて

サービス利用契約中に、利用者、ご家族による暴力、ハラスメント行為があった場合は、サービスを一旦中止します。また、状況の改善や理解が得られない場合には、契約を解除する場合があります。

（叩く・殴る・怒鳴る・体を押さえつける・性的な発言・叫ぶあるいは大声を出す等）

14、感染対策の強化

事業者は、西城市民病院の感染対策委員会に属し、月1回の委員会の開催、開催された結果について従業者に周知し、感染症の予防及び蔓延防止のために定期的に研修を実施する。

15、感染症蔓延時及び災害発生時の対応

- 1) 感染症蔓延時及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害情報を把握し安全を確保した上で利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- 2) 指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防策を講じて必要な訪問を行います。

16、その他

サービスの提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険、医療保険の制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和6年6月1日

令和 年 月 日

- (乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、
＜□甲1・□甲2＞に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に
基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 所在地	広島県庄原市西城町中野1339番地
名 称	西城訪問看護ステーション
説明者氏名	

- (甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙から
サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者	住所
	氏名

(甲2) 代理人	住所
	氏名

(続柄)

署名代行の理由: